

令和5年5月教育委員会定例会会議事録

- | | | | | |
|---|-------|---|--|--|
| 1 | 招集年月日 | 令和5年5月11日（木）午後3時00分 開会 | | |
| 2 | 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎3階 第1会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教育長
二番委員
三番委員
四番委員 | 佐川正人
高橋明子
長田聡子
山口謙太郎 | |
| 4 | 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
佐藤潤
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
片岡洋
塚原和憲
高橋亮慈
齋藤謙市朗
大島初枝
中村美恵子 | |
| 5 | 閉会 | 午後3時57分 | | |

1 開会

教育長 これより令和5年5月の教育委員会定例会を始めます。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります。会期については本日1日
としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでありますので、会期については本日1日と
いたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては事務局から教育総務課長補佐を指名したいと
思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、書記につきましては教育
総務課長補佐をお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 次に、会議録の承認に入ります。

3月臨時会及び4月定例会の会議録について、修正等ございまし
たらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 特にないようですので、会議録についてはこのとおり承認してよ
ろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということです。会議録についてはこのとおり承認
いたします。

本日の議案のうち、議案第4号令和5年度喜多方市一般会計補正
予算（第3号）につきましては、6月市議会定例会の議決案件であ
るため、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障
が生じる恐れがございます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
第7項のただし書の規定に基づき、教育長または委員の発議により、

出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

お諮りいたします。議案第4号については、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし
異議なしと認めますので、議案第4号については非公開といたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長

次に報告事項に移りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長
教育長
教育総務課長

加筆修正等ありませんので、よろしくお願いいたします。
では、(1)行事等の報告について説明をお願いいたします。
1 ページをお開きいただきたいと思います。
行事等の報告についてですが、前回4月の定例会開催時の4月13日から昨日までの状況につきましては、記載のとおり9件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
説明は以上になります。

教育長
各委員
教育長

この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。
なし
それでは、ご質問等がないようですので、この件につきましてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第7号 共催及び後援の承認について

教育長

次に、(2)教育長の報告について、まず、報告第6号共催及び後援の承認について説明をお願いいたします。

教育総務課長

2 ページをお開きいただきたいと思います。
報告第6号共催及び後援の承認についてであります。4月定例会以降、共催を2件、後援を7件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。
内容等につきましては所管課から説明いたします。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管分、まず共催2件についてご説明申し上げますので、3 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ナンバー１の共催でございますが、事業名につきましては第69回福島県高等学校体育大会（ボート競技）で、開催日につきましては5月27日から28日の２日間にわたり実施されます。会場につきましては、県営荻野漕艇場となります。以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー２の共催でございますが、事業名につきましては第73回全会津総合体育大会（バスケットボール・ソフトボール・射撃競技）で、開催日につきましては、バスケットボールにつきましては6月10日のほか記載の日程で行われ、ソフトボールにつきましては6月18日、射撃につきましては7月２日の日程で行われます。会場につきましては、それぞれ記載の場所となります。以下、記載の内容でございます。

以上です。

学校教育課長

続きまして、学校教育課の後援２件についてご報告申し上げます。

ナンバー１、令和５年６月１日から７月２日の期間において熱中症標語コンテスト、標語募集であります。対象は喜多方市内の小学生５、６年生であります。

続いて、ナンバー２、令和５年10月28日から11月７日の期間において、令和５年度第28回ウィルソンビル市短期研修派遣事業であります。対象は中高生で、応募期間は5月31日までであります。

以上でございます。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管の分の後援４件についてご説明申し上げます。

まず、ナンバー３の後援でございます。事業名は第28回わんぱく相撲会津場所で、開催日につきましては5月14日に実施されます。会場はあいづ相撲場となります。この事業につきましては、参加対象者が小学１年生から６年生の男女となります。以下、記載の内容のとおりでございます。

４ページをご覧くださいと思います。

ナンバー４の後援でございますが、事業名につきましては第10回福島県皐月花季銘品展で、開催日につきましては5月26日から28日の３日間で実施されます。会場につきましては喜多方プラザとなります。この事業につきましては、サツキ盆栽の栽培技術の向上や、生涯学習での盆栽教室を通じまして市民相互の親睦を図る事業となっております。以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー５の後援でございますが、事業名につきましては福島県立喜多方高等学校吹奏楽部第３回定期演奏会で、開催日につきましては6月11日、会場は喜多方プラザとなります。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー６の後援でございますが、事業名につきましては

第29回「平和のための戦争展・喜多方」で、開催日につきましては7月6日から10日までの5日間で、会場につきましては厚生会館となります。この事業につきましては、戦争の実態や過去の戦争で何が行われてきたかを学び、後世に伝える企画展となります。以下、記載の内容のとおりでございます。

説明は以上です。

文化課長

続きまして、文化課分を申し上げます。

後援のナンバー7、事業名が第7回喜多方歌謡クラブチャリティー発表会、申請者は喜多方歌謡クラブ、開催日等は記載のとおりでございます。なお、この発表会につきましては、事業費の一部を市へご寄附いただくということなど、チャリティー事業の取組と併せまして愛好者の方の成果発表の場として開催されるというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

説明が終わりました。この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

3ページのウィルソンビルの短期研修派遣事業についてお伺いしたいのですが、一昨年、派遣が決まっていた方がコロナのために中止になったという記憶があるのですが、今回、例えばその方は今もう大学生になっているかな。ちょっとわからないのですが、その分を含めて、例えばですけれども、中高生だけでなく大学生、一昨年行けなかった枠の人も、もし人数に余裕があるときには再チャレンジできますというような考えはあるのでしょうか。

学校教育課長

こちらの実施要綱につきましては、大学生ということは入っていません。中高生ということで募集が来ておりまして、そういうことでまず中学校に連絡しているところでございます。

高橋委員

わかりました。

教育長

他にございませんか。

長田委員

今のところでちょっと追加で質問なのですが、学校のほうにして、それで個人的に応募があるのか、どのようにして決めていかれる流れなのか、少し詳しく教えていただきたいと思います。

学校教育課長

市教育委員会としては、各中学校に募集要項をお送りしています。選考基準としては、作文、その次に面接を行い、合格通知をするということです。

教育長

他にございますか。

長田委員

後援のナンバー1のところなのですが、これは申請者が大塚製薬株式会社となって、一般企業になっていて、あまり今まで一般企業さんで見なかったような気がしたのですが、これは喜多方市と包括連携協定を締結しているところなので、そういうことも関係しているのか、あるいは、そういう関係がなくても、ほかの一般企業や営

学校教育課長	利団体においても、内容によっては喜多方市として後援を出し得るようなこともあるのか、お聞かせいただきたいと思います。
長田委員	こちらのほうなのですが、包括連携協定を締結していることと、例年ローテーションで、今年は喜多方市という形になっているもので、恒例になっているものです。
学校教育課長	公益社団法人とか一般社団法人とかの申請じゃなくても、一般の企業からの申請があるような場合でも、それは内容によって後援というのがつきますか。
長田委員	基準が主に5つございまして、販売行為、企業・団体または個人の利益誘導とならないこと等の5つの基準を満たしているところから、後援になります。
教育長	ありがとうございます。
各委員	他にございますか。
教育長	なし
	ご質問がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

報告第8号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長	続きまして、報告第7号喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について説明をお願いいたします。
学校教育課長	5ページをご覧ください。 報告第7号喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてであります。
	喜多方市小学校農業科支援員設置要綱に基づき、下記のとおり委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。
	委嘱者につきましては次のようになります。委嘱日は令和5年5月1日で、任期は令和5年5月1日から令和6年3月31日までの委嘱です。
教育長	それでは、この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。
各委員	なし
教育長	ご質問等はないようですので、この件についてはこの程度といたします。

報告第9号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長	次に、報告第8号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明をお願いいたします。
-----	--

生涯学習課長

報告第8号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げます。

団体名と認定取消日につきましては、次ページ、7ページをお開き願います。

ナンバー1と、ナンバー2の2件で、代表者氏名、所在地、認定取消日につきましては記載のとおりであります。

認定の取消しの理由といたしましては、認定継続取下げの提出があったことによる認定の取消しではございますが、いずれも会員の減少により運営が困難となったことによるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

すみません、1つあります。

理由が取下げの提出があったということでしたが、会員が減少したことで継続が困難だという内容かと思うのですが、そういった場合、続けたいけれども続けられないという団体が例えば幾つかあったとして、そういうことを生涯学習課に相談ですとかする機会はあるのでしょうか。また、相談された場合、何かコーディネートををして2つの団体を1つにまとめるような形とか、そういったことは今までしてきたのかなというのが質問です。

生涯学習課長

実際、認定の継続のために、年度末からちょうど今の時期にかけて更新の手続等々を行っていただいております。その際に、団体のほうからもいろいろ相談を受けます。もちろんその団体の中で、やはり役職、会長、副会長、幹事という形で、中には監査とかも入れて事業を運営している団体等がほとんどでございますので、その中でやはり後継者不足ですとか会員不足ですとか、そういったことで継続ができない、どうしたらいいですかという相談も実際にはございます。なので、委員がおっしゃったように、例えばこちらの団体とこちらの団体を統合して継続してみてもどうですかということもあり得ますので、そういった場合はこちらのほうで相談というかアプローチするような形で、今後、会員不足でそういった継続ができない、本当にどうしたらいいでしょうということで、真摯にこちらでも寄り添った形で団体支援をしていきたいと思っております。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長 それでは、他にご質問等ないようですので、この件についてはこの程度といたします。

6 審議事項

議案第1号 喜多方市少年センター補導員の委嘱について

教育長 次に、審議事項に入りますが、説明の前に加筆修正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 本日、追加提案ということで、議案第5号をご審議くださいますようお願いしたいと思います。

 その他加筆修正等はありませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長 では、議案第1号喜多方市少年センター補導員の委嘱について説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第1号喜多方市少年センター補導員の委嘱についてご説明申し上げます。

 8ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市少年センター条例施行規則第2条の規定に基づき、喜多方市少年センター補導員を下記のとおり委嘱いたします。

 提案の理由につきましては、任期満了に伴い、新たに少年センター補導員を委嘱しようとするものでございます。

 委嘱候補者につきましては、次の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

 氏名、所属等につきましては記載のとおりであり、全部で32名の補導員となります。

 委嘱の期間につきましては、8ページにお戻りいただきたいと思います。令和5年5月12日から令和7年5月11日まででございます。

 説明は以上です。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員 喜多方市の少年センター補導員というのは、具体的にどのようなことを担う方々なののでしょうか。要するに業務の内容としてはどんなことをやるのか。補導員ということで、例えば夜の見回りを行ったり、何かトラブルがあったときに対応するとかそういうことなののでしょうか。

生涯学習課長 まず、補導員の内容とすれば、各小中学校、あと高校、あとその地区あるいは団体等々になりますが、主に補導活動がメインとなります。もちろん年4、5回は定期的に補導活動を行っている他に、夏休みですとか長期休みになりますと、例えば夏祭りに際しての補導活動などを実施しております。

その他に、市民総ぐるみあいさつ運動という形で、こちらは朝になります。朝、学校の前で、この補導員の方々と学校の先生と一緒に挨拶、生徒を迎える際にあいさつ運動を行うという取組等々をしております。

その他、センター委員の資質の向上を図るため、補導員の研修等々も実施してございます。

以上です。

教育長
高橋委員

他にございますでしょうか。

山都地区の場合は、夏祭りのときの見回りとかそういった補導のような活動は、防犯協会と、保護司の方が関係している更生保護女性会の方とか保護司の方とか、そういった方々で何か役割を決めてやっていらっしゃるのですけれども、この少年センター補導員の方たちとは別に、喜多方のこの地区でもそういった活動というのはまた別にあるということでしょうか。

生涯学習課長

この喜多方市少年センターの部分については、旧喜多方のエリアに限定して活動を行っているようなものでございます。

高橋委員

そうですね、旧喜多方の地域はここの方たちがやっているけれども、そこには防犯協会の活動のようなものはないかもしれないということですか。それはちょっとわからないですか。

生涯学習課長
高橋委員

その部分については把握できておりません。

わかりました。

更生保護女性会の方も入っていらっしゃるの、同じような団体で組織しているのかなとちょっと思ったものですから質問してみたところです。

教育長
各委員
教育長

この件については可決することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

異議なしということです。この件については可決いたしました。

議案第2号 喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員の委嘱について

教育長

次に、議案第2号喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

文化課長

議案第2号についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員の委嘱についてですが、喜多方市文化芸術推進基本計画審議会条例第3条の規定に基づき、当該委員を委嘱したいとするものでございます。

なお、この審議会につきましては、今年度より新たに設置するというものでございます。

提案理由につきましては、12ページになりますが、文化芸術の推進に関する基本的な計画について調査審議するため、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

11ページにお戻りいただきまして、委員候補者につきましては表に記載の8名でございます。その表の区分の欄に記載しております各委員の区分につきましては、条例で規定しております規定に該当する区分としまして、まず1号委員では学識経験を有する方ということで、ナンバー1からナンバー3までの3名の方、2号委員につきましては関係団体等に属する方ということで、ナンバー4からナンバー8の5名の方ということで、計8名でございます。

なお、この候補者につきましては、昨年度策定いたしました喜多方市文化芸術推進基本計画の策定作業部会がございまして、その策定作業に携わっていただいた方を中心に編成を行っているものでございます。

委嘱期間につきましては、委嘱の日から令和7年3月31日までとするものでございます。

説明は以上です。

教育長
高橋委員

この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。

2つ質問があります。

1つは、前回とはまた新たにということでしたが、オブザーバーとして美術館の館長さんが入っていたと思うのですが、今回は入らないということでもいいのかなというのが1つ質問です。

もう一つは、理由についてです。提案理由についてですが、12ページに「文化芸術の推進に関する基本的な計画について調査審議するため」と書かれています。しかし、この計画は令和5年から令和9年までの5年間で策定されたものだと思います。それで、この方々の任期というのが令和6年度末までとあるので、策定されたものについて調査審議というのは何か、それでいいのかどうかということが質問です。目的が異なるような気がするので、もしそれで差し支えなければ、頂いたこの本の41ページに進捗管理について書かれていまして、計画の進捗管理及び評価を行っていきますというような文言があるので、こういったことに今回は変えてもいいか、付け足してもいいですが、そういったことが主な目的というふうに捉えていいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

以上です。

文化課長

では、まず1点目の美術館長の件でございますが、この候補者の中のナンバー7のところ今回委員として入れさせていただいていました。そういう形になっております。

提案理由の関係でございます。委員ご指摘のとおり、この計画の41ページには進捗管理もこの審議会を組織して行っていくとす

ております。そもそも提案理由に記載してございます基本的な計画の調査審議ということでございます。確かに決定してしまっているもの、ただ、この後5年の計画期間としておりますので、その後さらに見直し作業というのも出てまいりますので、そういった部分も含めて調査審議をしていくというのが一つでございます。

計画の41ページにありますとおり、進捗管理ですとか評価といったところもこの審議会の中で行っていく予定でございます。

この提案理由に記載しております理由につきましては、条例の中で設置というところでこういうような記載をしております、そもそもこの審議会の設置のご説明といたしますか、条文としましてこのような表現を用いておりますので、提案理由としましてはこれを使わせていただいております、やるべきことは今申し上げました内容をやってまいりたいということでございます。

高橋委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

それでは、ご質問等がないようですので、この件につきましては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということで、この件については可決いたしました。

議案第3号 喜多方市立図書館協議会委員の解任及び任命について

教育長

次に議案第3号喜多方市立図書館協議会委員の解任及び任命についてご説明をお願いいたします。

中央公民館長

議案第3号をご説明申し上げますので、13ページをお開き願います。

議案第3号喜多方市立図書館協議会委員の解任及び任命についてでございます。

提案理由としましては、喜多方市立図書館協議会委員について、委員の退任により、その在任期間について新たに委員を任命しようとするものでございます。

喜多方市立図書館条例第6条の規定に基づき、喜多方市立図書館協議会委員を下記のとおり解任及び任命するものでございます。

1 解任委員についてであります、氏名、所属等については記載のとおりです。

2 解任年月日は、令和5年3月31日となります。

3 任命候補者についてありますが、氏名、所属等につきましては記載のとおりです。

4 任命期間は、任命日から令和6年6月25日まででございます。

以上で説明を終わります。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

各委員 なし

教育長 ご質問がないようですので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

議案第4号 令和5年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）について

教育長 次に、議案第4号令和5年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）についての審議を行います。先ほど非公開案件ということで可決いたしましたので、喜多方市教育委員会会議規則第14号ただし書の規定により、傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

（非公開）

教育長 では、非公開を閉じます。傍聴人の方の入室をお願いいたします。

議案第5号 喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱について

教育長 次に議案第5号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

学校教育課長 21ページになります。

 議案第5号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱についてご説明します。

 喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例第3条の規定に基づき、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員を別紙のとおり委嘱します。

 委嘱日は、委嘱の日から2年間になります。

 別紙に進みまして、1号委員は学識経験を有する者、2号委員に関しては小中学校の児童または生徒の保護者を代表する者、3号委員については小中学校の校長を代表する者、4号委員はその他教育委員会が適当と認める者でございます。合計25名でございます。

 以上です。

教育長 それでは、この件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員 任期が2年間ですが、PTA会長さんなどはだいたい1年で替わ

ってしまって、その都度、来年にはまた新しいPTA会長さんになっていたかなと思います。そうすると、前からずっと話し合っ積み上げてきたものというのがどのくらい積み上がっていくのかちょっと心配になるのですが、その辺の引継ぎのようなのはどうなのでしょう。

学校教育課長

その点におきまして、会議の中では経過を説明した上で、こういう流れになっていますというお話をした上で、審議会を運営しております。

高橋委員

だんだん適正規模、適正配置について具体的な形というのがはっきりしてくる時期になっているので、毎年替わっていく、充て職という言い方がいいかどうかちょっとわかりませんが、そういった形で参加していただくのはもちろん大事なのだと思います。ただ、引き続いて、先ほどオブザーバーという、去年はいたという話も、別の委員ですけれどもありましたが、そういった形で地区ごとに何か核になるような方というか、以前からの経過をわかっていて判断していただけるような方というのは必要ではないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

学校教育課長

委員おっしゃるとおり、そのように1年で替わってしまうということも十分考えられるので、可能な限り委嘱の際に個別に説明をしていきます。あわせて、選任に当たりましては、可能な限り継続をお願いするようにしているところでございます。

教育長

他にございますでしょうか。

山口委員

今のお話に関連することなのですが、確かに会長さんばかりじゃなくて、副会長さんとか、役職についていない方もいらっしゃるので、継続してやっているといるのですけれども、この適正規模適正配置審議会自体は年何回開催とかというのは具体的に決まっているのでしょうか。何回ぐらい会議をして、こういう結論を出すというような流れというか。それとも、市役所のほうで臨時的に開催しているのか、それとも年4回やるとか決まっているのか。現状ではどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長

今年度は4回、予定してございます。

山口委員

ありがとうございます。

教育長

それでは、他にございますか。

各委員

なし

教育長

それでは、ないようでございますので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長	それでは、次にその他に入ります。 まず、私からは特にございません。 委員の方から何かございますでしょうか。
各委員	なし

(2) 事務局から

教育長	それでは、次に事務局からお願いいたします。
教育総務課長	事務局からは特にございません。
教育長	では、その他についてはこの程度にいたします。

8 連絡事項

(1) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長	連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長	20ページをお開きいただきたいと思います。 令和5年度の教育委員会の会議の開催日程（案）についてでございます。 記載のとおりでございます。前回、4月の定例会でお示した内容から変更になっているところはございませんので、よろしくお願いいたします。 その下になります。今後の日程について、2件ございます。 県市町村教育委員会連絡協議会耶麻支会総会、5月22日に開催されます。記載の場所になります。対応につきましては、教育長、教育長職務代理者、教育委員の対応をお願いいたします。 その下になります。今年度の教育委員会委員の視察研修について、6月28日、場所につきましては伊達市立小中一貫校「月館学園」、それから月館総合支所を予定しております。 対応といたしましては、教育長、教育長職務代理者、教育委員の対応をお願いいたします。 教育委員の視察研修につきましては、日時等、ここに記載がありますが、詳細につきましては追って通知のほうでご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 連絡事項については以上になります。 この件に関し、ご質問等ありましたらお願いします。 最後の視察研修なのですけれども、午後1時30分というのはこの月館学園に着く時間ですよね。

教育総務課長	説明がちょっと不足しまして申し訳ございません。 先方の授業参観等の予定で、1時半に到着で、この時間から始まるということですので、こちらの出発は8時半から9時ぐらいを予定しておりますので、よろしくお願いします。
山口委員	すみません、追加なのですけれども、8時半か9時ぐらいに、我々教育委員はバスとか何かに同乗していく形でよろしいのでしょうか。
教育総務課長	本庁舎にご集合いただいて、車1台で移動ということでお願いすることになりますので、よろしくお願いします。
教育長	よろしいでしょうか。 他になれば、この程度にしたいと思います。 よろしいでしょうか。
各委員	なし

9 閉会

教育長	以上で教育委員会定例会を終了いたします。
-----	----------------------

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

二番委員 高 橋 明 子

三番委員 長 田 聡 子

四番委員 山 口 謙太郎

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

